

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S                      銀行業：デンマーク金融監督局</p> <p>OCBC Securities Private Limited   証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd   証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>OANDA Japan 株式会社              金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Effex Capital, LLC                    Liquidity Provider</p> <p>Lucid Markets Trading Limited      マーケットメーカー:英金融行為機構及び英健全性規制機構</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd   金融商品取引業:オーストラリア証券投資委員会</p> <p>ゲインキャピタル・ジャパン株式会社   金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Squared Financial Services Limited   金融商品取引業:アイルランド中央銀行</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S                      銀行業：デンマーク金融監督局</p> <p>OCBC Securities Private Limited   証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd   証券業：シンガポール通貨庁</p> <p>OANDA Japan 株式会社              金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Effex Capital, LLC                    Liquidity Provider</p> <p>Lucid Markets Trading Limited      マーケットメーカー:英金融行為機構及び英健全性規制機構</p> <p>AxiCorp Financial Services Pty Ltd   金融商品取引業:オーストラリア証券投資委員会</p> <p>ゲインキャピタル・ジャパン株式会社   金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>Squared Financial Services Limited   金融商品取引業:アイルランド中央銀行</p>

<u>ADS Securities</u>	<u>証券業：英金融行為機構</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>												
<p>※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて (口座開設について省略)</p> <p>お取引について (1. ～ 13. 省略)</p> <p>14. 証拠金 (1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 用語の説明</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託証拠金残高</td> <td>取引日基準の証拠金残高</td> </tr> <tr> <td>ポジション必要</td> <td>その時点のポジションを持つために必要な証拠</td> </tr> </tbody> </table>		用語	説明	預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高	ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠	<p>※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて (口座開設について省略)</p> <p>お取引について (1. ～ 13. 省略)</p> <p>14. 証拠金 (1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 用語の説明</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託証拠金残高</td> <td>取引日基準の証拠金残高</td> </tr> <tr> <td>ポジション必要</td> <td>その時点のポジションを持つために必要な証拠</td> </tr> </tbody> </table>		用語	説明	預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高	ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠
用語	説明														
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高														
ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠														
用語	説明														
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高														
ポジション必要	その時点のポジションを持つために必要な証拠														

証拠金	金	証拠金	金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金	注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合	証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額	評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額 (スワップ含まず)	建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額 (スワップ含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額	建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額 預託証拠金残高- (ポジション必要証拠金+注文証拠金+ <u>出金予約額</u> ) -約定評価損	出金可能額	出金予約できる金額 預託証拠金残高- (ポジション必要証拠金+注文証拠金) -約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額	純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額 証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額 - 純資産	追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額 証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額 - 純資産
<p>15. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 証拠金等の出金 預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます</p>		<p>15. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 証拠金等の出金 預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます</p>	

<p>す。</p> <p>なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、<u>当社が出金処理を行うときに</u>出金可能額が <b>0 円未満</b>の場合 <u>(取引画面上では、出金可能額が「¥0」と表示されます。)</u> 及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則 1 日 1 回、かつ、2,000 円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>沿 革</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 18 年 12 月</td> <td>会社設立</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 8 月</td> <td>証券業登録 (関東財務局長 (証) 第 300 号)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 8 月</td> <td>金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第</td> </tr> </table>	平成 18 年 12 月	会社設立	平成 19 年 8 月	証券業登録 (関東財務局長 (証) 第 300 号)	平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第	<p>す。</p> <p>なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、<u>出金が完了するまでに</u>出金可能額が <u>当該出金依頼額を下回った</u>場合 (取引画面上では、出金可能額が「¥0」と表示されます。) 及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則 1 日 1 回、かつ、2,000 円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>沿 革</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 18 年 12 月</td> <td>会社設立</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 8 月</td> <td>証券業登録 (関東財務局長 (証) 第 300 号)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 8 月</td> <td>金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第</td> </tr> </table>	平成 18 年 12 月	会社設立	平成 19 年 8 月	証券業登録 (関東財務局長 (証) 第 300 号)	平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第
平成 18 年 12 月	会社設立												
平成 19 年 8 月	証券業登録 (関東財務局長 (証) 第 300 号)												
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第												
平成 18 年 12 月	会社設立												
平成 19 年 8 月	証券業登録 (関東財務局長 (証) 第 300 号)												
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第												

	181号)		181号)
平成19年9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 (関東財務局長(金商)1629号)	平成19年9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 (関東財務局長(金商)1629号)
平成19年10月	FX スポット取引サービス取扱開始	平成19年10月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成19年11月	FX オプション取引サービス取扱開始	平成19年11月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成20年6月	CFD 取引サービス取扱開始	平成20年6月	CFD 取引サービス取扱開始
平成21年7月	DMM FX 取引サービス取扱開始	平成21年7月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成22年3月	DMM CFD 取引サービス取扱開始	平成22年3月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成23年1月	商品先物取引業者の許可	平成23年1月	商品先物取引業者の許可
平成24年9月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業) を吸収分割により承継	平成24年9月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業) を吸収分割により承継
平成24年10月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引 事業)を吸収分割により承継	平成24年10月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引 事業)を吸収分割により承継
<u>平成28年5月</u>	<u>プライバシーマークの付与事業者に認定</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(以下、省略)		(以下、省略)	
<u>平成28年5月28日 改訂</u>			
(反社会的勢力に対する基本方針 省略)		(反社会的勢力に対する基本方針 省略)	